

令和 7 年旭市議会第 1 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 6 号）

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）午前 1 0 時開議

追加第 1 副議長辞職の件

第 1 予算審査特別委員長報告

第 2 質疑、討論、採決

第 3 常任委員長報告

第 4 質疑、討論、採決

第 5 常任委員長請願報告

第 6 質疑、討論、採決

追加第 2 発議案上程

追加第 3 提案理由の説明

追加第 4 質疑、討論、採決

追加第 5 議案上程

追加第 6 提案理由の説明

追加第 7 議案の補足説明

追加第 8 質疑、討論、採決

第 7 事務報告

第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

追加日程第 1 副議長辞職の件

追加日程 副議長選挙の件

日程第 1 予算審査特別委員長報告

日程第 2 質疑、討論、採決

日程第 3 常任委員長報告

日程第 4 質疑、討論、採決

日程第 5 常任委員長請願報告

日程第 6 質疑、討論、採決

追加日程第2 議案上程

追加日程第3 提案理由の説明

追加日程第4 質疑、討論、採決

追加日程第5 議案上程

追加日程第6 提案理由の説明

追加日程第7 議案の補足説明

追加日程第8 質疑、討論、採決

日程第 7 事務報告

日程第 8 閉 会

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

11 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志

行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	高齢者福祉課長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農水産課長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興課長	金 杉 高 春
監査委員局長	杉 本 芳 正	農業委員会事務局長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎追加日程第 1 副議長辞職の件

○議長（飯嶋正利） 去る 3 月 19 日に遠藤保明副議長より副議長の辞職願が提出されましたことにより、日程を追加いたします。

追加日程第 1、副議長辞職の件。

副議長辞職の件を直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（穴澤昭和） 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

令和 7 年 3 月 19 日、旭市議会副議長、遠藤保明。

○議長（飯嶋正利） 副議長辞職の件について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

遠藤保明議員の副議長の辞職を許可することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、遠藤保明議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（飯嶋正利） 遠藤保明議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思

います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（飯嶋正利） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は19名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

記載台での記載をお願いいたします。

（投票用紙配付）

○議長（飯嶋正利） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（飯嶋正利） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みください。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載をお願いいたします。

なお、名字と名前を正確に記載したもののみ有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解

願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長（飯嶋正利） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 投票漏れないと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

18番、景山岩三郎議員、19番、木内欽市議員、以上の2議員を指名いたします。

景山岩三郎議員、木内欽市議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長（飯嶋正利） 選挙結果の報告をいたします。

投票総数 19票

有効投票 18票

無効投票 1票です。

有効投票のうち 片桐文夫議員 14票

松木源太郎議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、片桐文夫議員が旭市議会副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（飯嶋正利） ただいま副議長に当選されました片桐文夫議員が議場におられますので、
会議規則第32条2項の規定により当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長（飯嶋正利） ただいま副議長に当選されました片桐文夫議員より就任のご挨拶がござ

います。

ご登壇願います。

(1 0 番 片桐文夫 登壇)

○ 1 0 番 (片桐文夫) おはようございます。

ただいま皆様のおかげで大役の副議長という任を仰せつかることができました。ありがとうございました。

これからも、議会運営がスムーズに進むよう飯嶋議長をサポートしながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 (飯嶋正利) ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 2 1 分

再開 午前 1 0 時 4 0 分

○議長 (飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 (飯嶋正利) ここでご報告申し上げます。

ただいま片桐文夫議員より議会運営委員及び建設経済常任委員長の辞任願が提出され、これにより、議会運営委員に永井孝佳議員を選出し、議会運営副委員長に井田孝議員を、また、建設経済常任委員長に永井孝佳議員、副委員長に井田孝議員がそれぞれ選出されましたのでご報告いたします。

○議長 (飯嶋正利) それでは、議案第 1 号から議案第 30 号までと議案第 33 号の 31 議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎日程第１ 予算審査特別委員長報告

○議長（飯嶋正利） 予算審査特別委員長報告。

これより予算審査特別委員会に付託しました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(予算審査特別委員長 宮澤芳雄 登壇)

○予算審査特別委員長（宮澤芳雄） 予算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第１号、令和７年度旭市一般会計予算の議決について、議案第２号、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第３号、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第４号、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第５号、令和７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第６号、令和７年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第７号、令和７年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、議案第８号、令和７年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る３月１３日、１４日及び１７日のそれぞれ午前１０時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

初めに、審査内容についてですが、正副議長を除く議員全員が委員となっておりますので、ここでの報告は省略させていただきます。

次に、審査の結果につきましては、別紙報告書のとおり議案第１号と議案第２号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第３号から議案第８号までは、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和７年３月２１日、予算審査特別委員会委員長、宮澤芳雄。

○議長（飯嶋正利） 予算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番 松木源太郎 登壇）

○２０番（松木源太郎） 2025年、令和７年第１回定例会に当たり、日本共産党、松木源太郎です。３月定例会の最終日である本日、議案第１号、2025年度、令和７年度旭市一般会計予算採決の反対の討論をいたします。

2025年、令和７年は、日本においても、また国際的にも大きな曲がり角に来ている年になるのではないかと私は思っています。

この30年にわたるデフレによる経済の衰退状況から貧富の格差が拡大し、大資本は500兆円を超えるため込み金を有しながら、労働者の賃金はほとんど上昇せず、農業者も大変経営的に苦しい状況に追い込まれ、中小企業の経営者も大変な状況であります。

国民の多くの方がこのような経済情勢にさらされているのは、現在の政府がつくり出したものだと思っています。このように市民の多くの方々が大変苦しい状況にあるからこそ、地方自治体である私たちが住んでいる旭市政が、市民の暮らしを守る助けになる政治を行わなければなりません。

これらの観点から、市長の令和７年度の施政方針を見てみましょう。

市長は、「第３期総合戦略は、行政改革アクションプランと一体化させて、新たなまちづくりの指針であり、SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング

グ”の向上～」が実現し、市民が満足・安心して暮らすことができるよう、全力で取り組んでまいります」と言っています。

現在、総合計画では、指定管理した市立保育所を無償で民間に払い下げ、土地は無償で貸し付けるということが行われました。また、突然12の社会体育施設を民間に指定管理させることも行われました。これらは、第2期の総合戦略では計画されていなかったことです。

市の答弁では、総合戦略に全ての行政の事業がのるのではないとの答弁でしたが、これこそ無計画な行政の執行というほかありません。総合戦略にのせなくても、市は事情があれば総合戦略にないものでも実施するとの宣言です。計画的な行政の進め方です、本当にそうでしょうか。議会の議決に関わることで、このような答弁がなされたということを、この討論ではっきり証言しておきたいと思います。

第2期総合戦略は前市長のつくった計画でしたが、その基本目標は「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」が中心で、1から30までの基本施策は、その目標がどの程度達成されたのか検証していません。

第3期総合計画の骨子は公表されましたが、国土強靱化計画は未完成のままでした。12月時点です。これでは、令和7年度の一般会計の予算の審議を十分にできません。

その一方、第3期総合計画では、令和12年度、2030年度、人口6万人、令和40年、2060年度、人口4万8,000人の計画を策定し、PDCAサイクルを回しながら将来都市像や将来人口目標の達成に向け施策や事業内容を充実させ、実施効果を試していくというふうに言っております。

私は、本会議の質疑でもいたしましたけれども、第3期総合戦略が策定されるに当たって、第2期の総合戦略の達成目標が達成されたのか全く示されずに、新たな第3期の各目標が定められたことに継続性のない総合戦略だと考えています。

この5年間の総合戦略と国土強靱化計画の達成率を報告した上で、次期計画の公表をすべきでありました。この点の反省は、第3期の行政改革アクションプランを毎年市民と議会に公表する計画のようですが、実際に確実に実施していただきたいと思います。

さて、令和7年度の一般会計は、学校給食の無償化の実施という市長の公約であり、また旭市革新懇や給食市民ネットが合わせて1,500名余の署名を提出し要望いたしました。実現できてよかったです。

しかし、昨年この反対討論の中で申し上げた広報あさひは、いまだに6割の家庭にしか届いていません。防災行政無線は、令和7年度が最後の年ですが、昨年この時期の討論で

申し上げましたが、今でも聞こえたり聞こえなかったりです。また、震災など災害の処理をする危機管理部署の新設はいまだに何の計画もありません。危機管理は片手間でできるという市の考えですか。なぜでしょうか。

さて、次の出産祝金の第1子からの支給、未就学児の国保均等割無料化など、子育てしやすいための施策は今でも遅れていますし、市のストップ少子化大作戦はメリットがほとんどない政策ではないですか。

畜産環境フレッシュ事業も、もっとしっかりやらないと、旭市への移住者を増やすという計画も、市の責任でこの問題を解決しないと移住者は増えません。この問題は去年のこの議会で申し上げました。

冠水対策排水整備事業の一部には、十分な調査がされないで事業が進められている部分があり、関係する住民の理解を得る方法で事業を進める必要があります。

都市計画区域の旧3町地域への拡大については、地域の市民に納得の上での拡大が必要です。そのための十分な準備と都市計画税の課税の有無を公表すべきです。

これらの問題を十分に検討せずに実施している市政が進められており、令和7年度一般会計の採択に反対するものであります。

○議長（飯嶋正利） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計予算、反対の立場で討論いたします。

今回の予算では、待望の学校給食の完全無償化が入っております。市長が公約を実現され、旭市の少子化対策、子育て支援に大きな一歩を踏み出されたことには敬意を表するものです。

一方、今回の予算については、旭市の人口減少に拍車をかける、そんな予算が含まれていることが判明いたしました。減災林植林予算451万円です。この予算が旭市の津波からの復興を妨げる火種となることを阻止するために、反対討論を行います。

令和7年度一般会計342億円、今から遡ること10年前に決めた減災林植林計画、予算451万円が計上されています。令和7年度から始めて、5年かけて750メートルの減災林を植樹しようというものです。5年分の予算は2,500万円。図面によると、現在ある平松セブンイレブン横、某マンションの前にある林、これが試験林なんです。現在ある試験林と同じく、海側から堤防の高さまでなだらかな傾斜を造り、そこに苗を植えていく。5年もすれば、今の試験林と同じく、海は到底見えないぐらい鬱蒼と茂った減災林が完成するでしょう。

飯岡には海の文化があります。海をなりわいにしている人だけでなく、毎日海を見て、海を感じ、海と共に生きる文化があります。飯岡の朝は、灯台辺りから昇る朝日から始まり、夕焼けに浮かぶ富士山が一日の労をねぎらってくれるのです。今朝もたくさんの人が、日が昇る前から堤防の上を海を見ながら散歩していました。

私は、そこで皆さんに聞き取りをしました。教育長にも会いましたね、今朝。どうも。今現在ある試験林、これ試験林なんですけど、これが750メートルにもわたって続いて、こうした林になることをどう思われますかという質問です。

まず、この林が試験林であることを全員の方がご存じありませんでした。この林の前にあるマンション用の防風林だと、皆さん思われていました。そして、皆さんのご意見は、植樹には全員反対です。逃げろと言っているんだから、こんな林を造る意味ないだろ、もうちょっとましな避難タワーを造ってもらったほうがいい、海が完全に見えなくなっちゃうじゃないか、皆さん異口同音に語られました。まだまだ、たくさんのご意見をいただきましたが、割愛します。

また、この減災林計画750メートル内の沿道に土地を求めて商売を始めている方々、つい先日土地を購入された方、不動産屋等のご意見も聞いてきました。100%が反対です。商売に影響が出る、家を建てる計画だが考え直すしかない、知っていたら土地を買わなかった、地価が下がる、様々皆さん頭を抱えられていました。

堤防ができたせいで海が全く見えなくなった、でもそれは仕方がないと思っていた。堤防に上がれば海が見えるから。でも、今度は完全に見えなくなる。子どもと海を見ながらの散歩が一番の楽しみなのにと、子育て中のお母さんの言葉が胸を突きました。

海を見ながら歩いているよ、富士山に励まされているよ、こんなのが続くんじゃないかねえよと、お年寄りの声です。ずっと慣れ親しんできた海を見て、感じて、励みにすることが介護予防にもつながっているのです。

市長、一度この堤防、私と一緒に散歩しませんか。私が嫌だったら、教育長でもいいんですけれどもね。

市は、津波から10年がたった2021年から追悼関連事業はやめてしまいました。今はNPOや民間有志が、悲惨な経験を繰り返さないために、何とか語り継がなくてはと地道に頑張ってくださいしています。そして、津波から14年がたった今、市は津波対策の減災林を造ろうとしています。

日本は災害立国だと言われています。地震や火山の噴火、台風やゲリラ豪雨、それに伴う

津波や土砂崩れ、強風被害など、一人の人間が僅か1世紀も生きていない間に必ず深刻な自然災害に見舞われてしまう、そういうお国柄です。その国土の中で、私たちの祖先はたくさんのつらい目に遭いながらも、生き延びて、立ち上がり、立ち直り、復興を遂げ、日本の歴史をつないできました。

同じように、私たち日本の旭に住む人間も、このまちの歴史をつないでいく使命があります。そして、歴史をつないでいくためには、語り継ぐことが何より大切なことが東日本大震災で証明されました。どんなに堅牢な建造物でも自然の脅威にはかなわない、常に自然は人の想定を超えた形でやってくることを歴史は証明しています。そして、それを人は想定外だったと言い訳にするのです。特に政治家は。

しかし、人には想像力があります。体験しなかったことでも、人から聞いたことから想像して、目の前に起こった事象に対処することができます。「津波てんでんこ」、東北の言い伝えです。一人一人が考えて勝手に逃げるんだよという教えを聞いていた子どもたちは生き延びて、また、それを次世代につないでいくのです。子どもたちには、これは一体何のために造ったんだろうというものを残すのではなく、旭の歴史を語り継ぎ、命を次世代へとつないでいくことが、私たちの使命なのです。

震災から10年、2021年の読売新聞の記事を紹介します。

「空前の復興事業の舞台となった岩手県陸前高田市。」10メートルのかさ上げをやったところの記事ですね。震災から10年たってです。私はこの陸前高田市、10メートルのかさ上げ中の工事現場、広大な工事現場ですけれども、議員でしたのでフロンタライナーで視察いたしました。

記事に戻ります。「新しい市街地の土台はほぼできあがったが、肝心の被災者は戻って来ず、家や店が点在している状態だ。見直されることなく、突き進んだかさ上げ計画の方針を決めたのは、市幹部や都市計画コンサルタントらごく一部の人だった。被災者は生活再建に追われ、街の将来を考える余裕すらなかった。」「自宅を失った菅野明宏さん（68）は市の説明会で、巨大な規模に疑問を呈したが、「みんな生活再建で手いっぱい、復興後の街の姿まで考える余裕はなかった」と語られました。「多くの被災者が高台や別の地域で自宅を再建していった。強靱化された街は今、6割が空き地だ。」これが記事の内容です。

一市民なら、復興後のまちの姿まで考える余裕はなかった。この言葉は当然だと思います。しかし、市政を預かる政治家は、10年後の、そして復興後の姿を考えるべきだったのです。

翻って、旭市。10年前に決めたこの減災林計画を、検証もせず、10年後のまちの姿を想像

もせず、今、10年前に施策として決めたことを行おうとしております。市長には、ぜひともこの施策の見直しをお願いしたく、今回一般会計の予算に反対することにいたしました。

良識ある議員各位のご見解をお願いいたします。

以上、反対討論です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第1号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、松木源太郎です。

議案第2号、令和7年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決に反対の討論をいたします。

令和7年度に、研修医の宿舎を建てるため、16億円余の起債発行計画です。医療機器のための起債なら、これは納得できますけれども、研修医の応募者が減少している、そのため16億円もかけて寄宿舍を建設するそうですが、従来からある医師マンションなどがかなり空いているようです。新設しないとならないのでしょうか。

令和6年度の決算予想では、約11億5,000万円の赤字予想です。令和7年度で赤字が終わると思ったら、令和8年度も赤字予想だそうです。これは12月の評価委員会で報告がされておりました。年間の入院患者数も2万人に500人足りないという形で減ってきております。つまり、赤字がこれからまだ続くんです。医療機器の充実なら必要ですが、研修医が集まらないから宿舎とは、以上の理由で議案第2号に反対するものであります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第2号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第3号から議案第8号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、令和７年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、令和７年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、令和７年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、令和７年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、令和７年度旭市水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、令和７年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、令和7年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、永井孝佳議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 永井孝佳 登壇)

○建設経済常任委員長（永井孝佳） 建設経済常任委員長、なりたてほやほやの永井です。よろしく願いいたします。

委員長報告を申し上げます。

去る3月10日午前9時30分より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、市道路線の認定、廃止及び変更についての4議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました4議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号の主な質疑について、要約して申し上げます。

初めに、繰越明許費の理由で、不測の事態とはどのようなことなのかとの質疑では、日程等の調整に不測の事態が生じ、予定工期以上にかかってしまったということで、不測の事態

には風水害や警察協議等、様々な状況があるとの答弁がありました。

また、南堀之内バイパス整備事業と飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の完成見込みはとの質疑では、南堀之内バイパスは令和7年10月の完成見込み。飯岡海上連絡道三川蛇園線は、令和7年度予算で今まで未買収地だった部分の工事を行い、令和7年10月の完成見込みとの答弁がありました。

次に、議案第27号の主な質疑について申し上げます。

市営住宅の入居の条件は。また、令和6年度の募集戸数とそれに対する申込数はとの質疑では、住宅がなく困っている方で市内に住所もしくは勤務場所があり、月当たりの収入の目安が15万8,000円以下の方が対象。また、募集戸数は延べ11戸、応募は12戸あったとの答弁がありました。

次に、議案第30号の主な質疑について申し上げます。

今まで市道だったところを廃止すると、結果どうなるのかとの質疑では、今回の廃止路線については、田畑の整備事業があり、耕作しやすいように道路を新設し、田畑になった部分については廃止をしたとの答弁がありました。

また、今回は田畑になって道路ではなくなるということで廃止とのことだが、それ以外の理由で廃止ということはあるかとの再質疑では、基本的に認定してある道路は廃止にはしていないとの答弁がありました。

以上のとおりでありますので、報告いたします。

令和7年3月21日、建設経済常任委員長、永井孝佳。

○議長（飯嶋正利） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇）

○文教福祉常任委員長（島田 恒） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、議案第20号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一

部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第33号、専決処分の承認についての11議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

教育の情報化推進事業と小学校施設改修事業及びいいおかユートピアセンター管理費の繰越明許費補正の内容について伺うとの質疑では、教育の情報化推進事業は学校で使用するタブレット等のインターネット通信環境を改善する工事、小学校施設改修事業は中央小学校の職員室の空調設備改修工事で、どちらの事業も当初は令和7年度事業として工事を検討していたが、国庫補助金で令和6年度補正予算の募集があり補助がついたため、市の令和6年度の3月補正として行うもの。

また、いいおかユートピアセンター関係の電気設備改修工事費は、34年経過の非常用発電設備の更新で新たに発注したが、受注生産により納品が間に合わないため次年度へ繰り越すものとの答弁がありました。

次に、議案第10号の質疑について申し上げます。

介護サービス給付費の補正で6,000万円増額の理由はとの質疑では、施設介護サービス給付費の増であり、要因としてはコロナ感染症などで入所を控えていた方の利用の増加と、特別養護老人ホームが新たに開設されたが、様々な社会情勢の変化で開設が延期になっていたものであり、それらが当初予算で見込めておらず、今回補正するとの答弁がありました。

次に、議案第13号の質疑について申し上げます。

令和6年4月1日施行で、旭市学校給食費徴収規程を改正し給食費を半分にしたが、なぜ今回は条例を制定するのかとの質疑では、本市ではこれまで段階的に無償化を進めてきたが、物価高騰が続く中、子育て世帯への経済的支援を充実させるため、今回、市内小・中学校の児童・生徒の学校給食費を完全無償化することにした。この際、学校給食センター設置条例

等の諸規程を整理し、より明確にするため条例を制定するとの答弁がありました。

次に、議案第22号の質疑について申し上げます。

児童遊園はこれからなくしていくのか、また、年間の管理費は幾らかとの質疑では、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、利用頻度や施設の老朽化を踏まえて、地元区と協議の上、20%削減を目標としている。また、年間3万円で管理を区に委託しており、草刈りや遊具の塗装などをお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第25号の質疑について申し上げます。

本条例改正の内容は。また、改正により利用者の不便を招くことはないのかとの質疑では、人材確保が困難な状況で、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を、複数の拠点を合算して配置することができるように緩和する改正。

本市では、東部、北部、中央の委託型地域包括支援センターと高齢者福祉課内の基幹型地域包括支援センターの四つの包括は、この3職種を常勤勤務で原則どおり配置しており、今後もその形で運営していくので、市民へのご不便とご心配をかけないよう努めていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第22号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年3月21日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎） 総務常任委員長の報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました、議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第12号、旭市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、議案第18号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月10日午後1時半より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費について、戸籍の振り仮名の法制化に伴う事務とのことだが、どのような業務が発生するのか。また、完了時期の見込みを伺うという質疑では、業務としては、住民票に記載されている氏名の読み方を仮の振り仮名としてはがきに印刷し、全本籍者に郵送する。はがきが届くと、通知書への問合せや、書かれている振り仮名に疑義があり、正しいものを登録してほしいという方の申出があった場合には入力作業が発生する。期間は、今年の5月26日に戸籍法が施行され、1年の間に届出をもらう必要があるとの答弁がありました。

次に、議案第12号の主な質疑について申し上げます。

犯罪被害が起きたときに制度を知らなかったということが起きてはいけないと考えるが、何をきっかけに被害に遭われた方が制度を知ることができるのか。また、見舞金の種類や金額はどのように決定されるのかとの質疑では、千葉県や警察、千葉犯罪被害者支援センター、それらの関係機関と連携を図っている。犯罪が発生した際には、警察から犯罪被害者支援の情報が被害に遭った方へ行くので、スムーズにいく流れになっている。また、見舞金の金額は施行規則で定めていくとの答弁がありました。

次に、議案第14号の主な質疑について申し上げます。

こども家庭課を新設するに至った理由と具体的な業務はとの質疑では、令和6年4月1日施行の法の一部改正により、市町村にこども家庭センター設置の努力規定が追加された。これまで実施してきた児童福祉及び母子保健業務の一体的な運営を実現するために新たな組織を設置する。業務は、子育て支援課の児童福祉、児童虐待防止業務と家庭児童相談業務及び健康づくり課の母子保健業務をこども家庭課で運営していくとの答弁がありました。

次に、議案第15号から議案第18号と議案第28号の一括質疑の主な質疑について申し上げます。

す。

市の職員の人数と会計年度任用職員の人数を伺う。また、常勤の職員と会計年度任用職員の手当に違いはあるのかとの質疑では、常勤の職員の人数は674人。会計年度任用職員は、パートタイムの方が605人、フルタイムの方が47人。手当の違いは、会計年度任用職員は住居手当と扶養手当が出ないこと以外は同じとの答弁がありました。

以上で主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり10議案とも全員賛成で、それぞれの原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年3月21日、総務常任委員会委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第9号から議案第21号までの討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第22号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党、松木源太郎でございます。

私は、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、採択に反対の討論をさせていただきます。

児童遊園は、条例によりますと現在8か所あります。そのうち井戸野、広原仲、並木町の

三つの児童遊園を廃止する条例です。児童遊園は、公園より小さくて幼児を遊ばせるのに適した土地を、市民の方から借地してが多いとされております。遊具が壊れたら返還して児童遊園をなくそうという市の意識が感じられます。

しかし、第3期総合戦略では、1、「市民の健康づくりや憩いの場として、公園施設の適切な維持管理を行うとともに、各地域の特性や市民ニーズにあった公園機能の充実を図ります。」2、「地域と連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討を進め、魅力的な公園の整備を図ります。」3、「定期的なパトロールを行うほか、施設の器物破損やゴミの不法投棄が多い公園については、防犯カメラを設置し、問題箇所の早期発見・早期対策に努めます。」というふうになっているんです。

つまり、公園の維持管理、都市公園や児童遊園、農村公園、観光公園等が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理をするというのが市のこれからの計画なわけです。そういう中でも、どうして児童遊園が大切な施設ではないのか。

今、これから瀬道、神宮寺、岩井北部、広原、平松浜の5か所が残っておりますから、この地域の方たちには大事な施設でありますので、ぜひ残すようお願いして反対討論とさせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、井戸野児童遊園、広原仲児童遊園及び並木町児童遊園の三つの児童遊園を廃止するという内容であります。

児童遊園は、年額3万円を市から区へ支払い、草刈りや遊具のペンキ塗り等の維持管理を委託しております。

児童遊園の設置時期は昭和が多く、第2次ベビーブームの時期もあり、当時の児童遊園は子どもたちの明るい声や笑顔であふれていたことでしょう。しかし、時はたち、子どもたちの遊び方や遊び場所は大きく変化しております。少子化の影響もあり、子どもたちや周辺の住民が訪れる頻度も減ってしまいました。また、区民の高齢化により、維持管理をしていくことが難しくなってきております。このような状況により、児童遊園を廃止していくのは仕方のないことであると考えます。

現在は、両親が共働きであるという世帯が急増し、核家族化が進んだことと相まって、子

どもたちの多くは放課後は学童クラブで過ごし、また、習い事を複数抱えていたりで児童遊園を利用する機会が減ってしまっております。

公園へ遊びに行くとしても、文化の杜や海上、飯岡、または近隣市に設置されている遊具が充実した規模の大きい公園へ家族で車で出かける人が多いのではないのでしょうか。私も、子どもたちが幼かった頃、毎週のようにそういった公園に出かけていました。遊具が古びて種類も少なく、駐車場もない小さな公園へ家族で出かけるという人は少ないかと思われます。

以上のことから、区による維持管理が困難になってきていること、遊具や附帯設備の老朽化、生活スタイルの変化による利用頻度の低下等による児童遊園を廃止するという判断は、維持管理費及び経費の節減につながることであることから、正しい措置であると考えます。

議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

○議長（飯嶋正利） 以上で、議案第22号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第23号から議案第30号までと議案第33号の討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第30号までと議案第33号の23議案について採決いたします。

議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市犯罪被害者等支援条例の制定について、原案のとおり決するに賛成また

は反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 賛成多数。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決するに賛成ま

たは反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、市道路線の認定、廃止及び変更について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、専決処分の承認について、原案のとおり承認するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

会議は途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長(飯嶋正利) 日程第5、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 島田 恒 登壇)

○文教福祉常任委員長（島田 恒） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において本委員会に付託されました、請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再設定などを求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日、付託議案の審査終了後、審査を行いました。審査の中で、今回の件が農村部に限定した内容であればよいと思うが、全国一律なのはいかがかと思う等の意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和7年3月21日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号の委員長の報告に対し質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

請願第1号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松本源太郎 登壇）

○20番（松本源太郎） 介護保険の訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再設定などを求める請願を採択していただきたく、討論に参加しました。

私は紹介議員でありますけれども、簡単にこの趣旨をご説明しておきたいと思います。

介護保険制度は、私が前に議員をやっていた時代の2000年、平成12年、発足し、25年たちました。創設時は、新しい市町村が主体の制度で、老後の体の不自由な方の身体、家事など

の介護をする新しい保険制度として大きな期待を持たれました。それから25年たち、要支援介護1から3は特別養護老人ホームにすんなりと入れないという状態になってきたわけです。これが今の介護保険の現状であります。

ご存じのように、大変厳しい財政状況に今置かれております。しかし、在宅での身体介護、生活扶助が介護サービスの基本であります。つまり、施設に入らなくても、自宅でもって老後が送れるという制度をつくったんです。

このときに、記憶しておりますけれども、ちょうど45歳から50歳ぐらいの奥さん方がヘルパーの資格をたくさん皆さん取りました。これは自分のうちの老人を支えることもあるし、また新しい働き場所として皆さん大変喜んだわけです。ところが、現在では全く違ってきました。

介護保険の財源は、ご存じのように国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%であります。第1号被保険者、65歳以上が23%、第2号被保険者、40歳から65歳未満が27%の持ち合いになっています。

国は、実は昨年、2024年、介護保険の介護報酬を本体0.61%、処遇改善加算0.98%、合わせて1.59%プラス改定しました。これがプラスだと言われている理由です。しかし、訪問介護は利益率が高いということも言っていました。基本料の点数を2から3%減額しました。つまり高いから減額したというんですけれども、ところがそれはその介護をしている地域によってえらい違いがあるわけです。そして、ご自宅を訪問する介護とか、そういうものについては4から9単位減らしたんです。1単位というのは10円なんです。その結果、訪問看護とか生活援助などの報酬が大幅に減額してしまったわけです。ですから、旭市のあるこの地域はその加算が全くない単位になっているわけです。そのため、この地域、私の知っている方が何人かそういうことをやっていますけれども、もうぎりぎりだと言っています。現に、世田谷区というところでは、財政がありますから、そういう小さいところの特に家庭の生活援助のヘルパーさんのところがもう赤字でどうしようもないところには月額20万円とか、そういう形でもって今補助をし始めました。つまり、全国でこういうサービスがない町が今107あるわけです。こういう事業所が1か所しかないところが272の市と村と町があるわけです。この地域でゼロは芝山町、残り一つになっているのは神崎町、睦沢町、長南町、千葉県のもの。

ですから、国が2%弱の費用を上げたんだから大丈夫だと言っていますけれども、それはとんでもないうそで、地域によっては全く、これからどんどん介護ヘルパーの事業所が減る

でしょう。こういうことを抑えるために、国会でも議論されている、その趣旨を持ったのが今回の請願であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番 伊場哲也 登壇）

○５番（伊場哲也） お願いいたします。

議長並びに議員各位皆様、私は３月１２日に審査されました訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定を求める請願の不採択という結果に反対し、改めまして採択を求める立場から反対討論をいたします。

討論文を読み上げる前に、皆様方に三つほど紹介したいものがございます。

まず初めに、旭市の高齢者福祉課のほうで発行、活用しているパンフレットでございます。意外とこれを知らない方が多いんです。「すこやか介護保険利用のてびき」。介護保険の仕組み、みんなで支え合う制度です。市区町村、つまり旭市が保険者として介護保険制度の運営をしているということ。そして、介護報酬、仮にあった場合には、その報酬の支払いをサービス事業者に行うということ。利用者に合ったサービスをサービス事業者は提供すること。そして、介護報酬の請求を市にすること。介護保険に加入する人、つまり被保険者、第１号被保険者、６５歳以上、第２号被保険者、４０歳以上６５歳未満の人等々、介護保険の仕組み。

次のページでは、サービス利用の手順、窓口に相談します。要介護認定の申請をします。審査と調査が行われます。結果、認定結果を関係者にお知らせをします。要介護１、２、３、４、５、要支援１、２、それを受けて介護サービスが始まるというような流れになるんです。介護サービス要介護１から５の人、施設サービス。要支援１、２の人、介護予防サービス。介護予防の取り組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業等々、地域の特性に応じたサービスが詳細に記載されております。

過日、１月の末に、私の住んでいる瀬道区という地域の高齢者の方々、非常にご自身の健康に関しての興味関心が高い、そういう地域でございます。１月末、出前講座で、介護保険で利用できるサービスということで、市から出前講座をしていただきました。高齢者福祉課介護保険班、非常に懇切丁寧なる説明で、出席者は相当理解はしたものの、ただ記載内容が複雑多岐にわたっており、また勉強してください、教えてくださいと、そしてこういった市で行っているサービスについて知らない方が多いので、ぜひ情報発信、周知、連絡、積極的

に進めてくださいという要望がございました。

それ以降、私も必ず通る道であろうということで、近隣の住民の人たちと、市の行っている介護ですとか、あるいは訪問介護報酬、あるいは介護報酬のこのたび請願の紹介議員ということでさせていただきまして、それ以降、まだまだ不案内なんですけれども、勉強させていただいている、そういう状況でございます。

既に皆様方ご存じのとおり、旭市には地域包括支援センター、母の介護をしています、つい声を荒げてしまいます、最近足腰が弱くなり、寝たきりの不安があります、介護保険を利用したいのですがどうすればいいですか等々のお悩みも多々聞きます。

そういう状況の中で、3日前、読売新聞に大きく記事が掲載されておりました。さらに、A3サイズの拡大コピーにして、皆様方、見えるでしょうか。「訪問ヘルパー不足深刻」「報酬下げ事業撤退相次ぐ」「介護費用増加の一途」「介護職初の減少」言うまでもなく皆様方は全員ご存じかと思います。

私が皆様方に訴えたいのは、旭市に着眼をしていただきたいということでございます。市内には17の事業者がおりだというふう聞いております。必ずしも事業者がいわゆる潤沢な報酬を得ながらあるいは潤沢な利益を上げながら事業運営をしている、そういう事業者は本当に1、2、数えるほどだそうです。ほとんどがいっぱいいっぱいの事業運営をしている。ついせんだって、個人事業主の方に詳細にお話をお伺いしてまいりました。

まだまだ十分理解できていないところがありますので、引き続き3月議会、また6月議会、9月議会と、機会がありましたら請願をこのような形でするようになるかもしれませんけれども、いずれにいたしましても、これは介護職、医療職に携わる、そういう人たちだけに限らず、あらゆる業種にわたって人手不足であると、これは皆様方ご存じのことだと思います。

では、なぜ今ここに来てということですが、これは昨年度、政策集団を超えて、またこれは3月19日、すなわちおとといの新聞記事でもございます。ちょっと読み上げてみたいと思いますけれども、「「介護職に特定最低賃金」 自公幹事長 人材確保へ検討一致」という新聞記事でございます。「介護職員らエッセンシャルワーカーの人材確保に向け、都道府県別の最低賃金より高い水準にすべき特定の産業に適用される「特定最低賃金」制度の活用を検討する方針で一致した。」と。石破首相は、「特定最低賃金制度の活用について「政治主導できちんと判断する」と答弁していた。」、その記事が載っております。従いまして、訪問ヘルパー不足、深刻であるという状況の中で、旭市内の特に個人事業経営者にとっては非常にありがたい、そういう内容であると。

ただ、このたびの文教福祉常任委員会で慎重審査していただきました結果でございますけれども、先ほど島田常任委員長から報告があったとおりでございます。賛成少数、不採択と。理由について3点ございました。訪問介護事業者の収支差は7.8%と、いわゆる収益が上がっているよ、これが1点でございます。2点目ですけれども、介護労働者への処遇改善が既に行われていますよ、これが2点目。3点目は、先ほど話がありましたように、地方は大変と認識するが、都市部は問題ないのに一律に引上げを求めることはいかなものかと。

この文言にも表れておりますように、地方は大変と認識してくださっている、しかしながら賛成の一致を見なかった点、残念でなりません。ですので、今こうして反対の討論をさせていただいているわけです。文言について読み、反対討論に代えていきたいと思います。ご理解ください。不採択に対して反対をいたしますよという討論でございます。ですので、後で賛成賛成、間違いないようにボタンを押していただきたいと思います。

まずは、今言いましたように訪問介護の現場が崩壊寸前であるということ。これ皆様ご理解いただけますかね。訪問介護の担い手が不足してしまいますと、いずれ妻に面倒を見ていただく、妻も介護が必要、言われている老老介護、これでは困ります。市民が必要な介護を受けられなくなってしまうというのは明白です。

2点目の訪問介護報酬引下げが原因であるということ、先ほど松木議員からのお話もありました。それに伴って、事業所が次々と廃業に追い込まれている現状がありますよということをご理解いただきたい。2024年、倒産、廃業した介護事業者は過去最多の784者、東京商工リサーチの結果でございます。そのうち67%の529者が訪問介護事業者であるということ。介護報酬の引下げによって経営が成り立たず、訪問介護の提供回数を減らさざるを得ない、そういう事業所が増えているということ。当然、ヘルパーの確保ができなければ訪問介護のサービスの縮小が進み、あるいは撤退に追い込まれたり、当然旭市における市の地域介護インフラの崩壊につながってしまいますよ、皆さん。今、その点を十分ご理解いただき、先手先手を打って、介護事業に携わっている方々のバックアップ体制にご理解をいただけないものかというふうに考えている所存でございます。

介護離職の増加が社会全体に悪影響を及ぼしますよということでございます。家族の負担が増えるに決まっております。家族が代わって介護しなければならないということになりますと、当然仕事を辞めて親やパートナーの介護をしなければいけない、つまり介護離職が発生、増加するということでございます。

一昨年の2022年度には約10.6万人が介護離職し、そのうちの半数が不幸なことに、私は思

いますけれども、働き盛りの40代から50代と。経済との絡みですけれども、介護離職が進むことで企業の生産性が低下し、日本の経済全体に9兆円以上もの損失が発生するという試算もあります。そういう経済的なことよりも、私たちのすぐ目の前にいる旭市民、健康に十分気をつけながらも、いつ自分自身が介護を必要とするか分からない、そういう現実に向けてほしいのです。

もちろん、市の福祉財政にも影響してきますよということでございます。訪問介護を受けられず重症化した高齢者は、いずれ病院やあるいは介護施設への入所が増加し、これは取りも直さず自治体の医療・介護費用の負担が増大する。これも考えればお分かりになることではないかと思います。つまり、訪問介護を維持するということは、結果的に市の財政負担を抑えることにもつながるんですよ、高齢者福祉課長以下、皆さんは十分そのことを理解しているはずですよ。

あわせて、ほかの自治体では、具体的に申し上げますと、新潟県の村上市、市独自の補助金を3年間で4,200万円投じております。訪問介護における減収分を穴埋めするという対策でございます。国でも、訪問介護を支えるために、外国人労働者の活用あるいは事業の大規模化を推進しております。市内でも、学校が再編していると同様に、介護事業を営んでいる方々もいわゆる小さい事業所を統一して、潰すわけにはいかないということで、大規模化を図っている。しかしながら、事業収益はどうか、ぎりぎりの首の皮一枚つながっている。倒産する前に、いつでも廃業する覚悟はできているという話もせんだって聞いてまいりました。

ですので、ぜひ皆様方には地元旭市に着眼していただいて、事業収益がいいところはいいところで応援してあげましょうよ。しかしながら、零細企業で本当にぎりぎりの線で頑張っている方々に、ぜひ厚生労働大臣、財務大臣、もちろん石破内閣総理大臣に声を届けようではありませんか。ご理解いただけませんか。

私は、文教福祉常任委員会で不採択となったときに、ええっ、ぶっちゃけ思いましたよ。不採択、不採択です。ネバーのほうです。ノットのほうです。旭市も訪問介護を守るために、ぜひ皆さん、国に対して声を上げるべきではないでしょうか。私、伊場哲也は強く強くそういうふうに思いますけれども、これは皆様方ご自身で十分ご判断いただき、先ほど言いましたように、本3月議会で、もし十分なご理解をいただけないようであれば、引き続き6月、9月というふうに続けていきたいと。私自身も勉強しますし、皆様方におかれましても十分ご理解いただく意味でお勉強していただければと思います。

最後に、介護報酬引上げを求めることは、やはり旭市民の命と暮らしを守ることなんです

よということを一層ご理解いただければと思います。訪問介護の報酬の引上げを求めることは、市民の命、これを守るための最低限の要望なんです。介護サービスが縮小し、高齢者が適切な支援を受けられなくなれば、市民の安心・安全が損なわれることになります。これは国の問題だから市としては関与しないと、そういう姿勢では皆様方もちろんないとは思いますが、やはりすぐ目の前にいる市民の困り事、これに背を向けることにつながってしまいます。

プライベートなお話になりますけれども、私は、父、母、妻の父、母、全て介護を通して、これまで悔いのないように見送ってきました。その経験も踏まえて、今度は私自身の身の回りにいる高齢者の方々、以前も言ったかと思いますが、独居老人で、訪問介護を楽しみに涙を流しながら待っている80歳過ぎの高齢者のおばあさんもいらっしゃいます。おじいさんもいらっしゃいます。ついせんだってはお亡くなりになられた方もいらっしゃいました。

そういったこと等々を考えまして、結論でございますけれども、今回、このたびの請願につきましては不採択にすべきではないと。訪問介護は崩壊すれば市民が苦しみ、地域社会が機能不全に陥る、決して大げさではございません。旭市として声を上げ、国に働きかける責務があるのではないのでしょうか。不採択という判断は、私は市民にとってあまりにも無責任であり、決して賛成はできません。

よって、本請願の不採択という結論に反対し、皆様方には改めて採択へと転換していただきますよう切にお願い申し上げまして、討論を終わりにいたします。ご清聴いただきありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 以上で、請願第1号について通告による討論は終わりました。

これより採決に入ります。

請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再設定などを求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（「採択ですね」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 採択と決するに賛成または反対。

（「ちょっといいですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 今審議中ですので。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時32分

○議長（飯嶋正利） 再開いたします。

請願第1号、訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再設定などを求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 採択と決するに賛成の方。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） 松木議員押していない。

暫時休憩。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

賛成少数。

よって、この請願は不採択と決しました。

本日、4発議案が提出されました。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎追加日程第2 発議案上程

○議長（飯嶋正利） 追加日程第2、発議案上程。

発議第1号から発議第4号までの4発議案を上程いたします。

◎追加日程第３ 提案理由の説明

○議長（飯嶋正利） 追加日程第３、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号から発議第３号まで、議会運営委員会委員長、林晴道議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 晴道 登壇）

○議会運営委員長（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。

それでは、発議第１号から発議第３号までについて提案の理由を申し上げます。

初めに、発議第１号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例の改正は、旭市行政組織条例の一部改正に伴い、こども家庭課が新設されるため、文教福祉常任委員会の所管にこども家庭課を追加するものであります。

また、環境課を文教福祉常任委員会から建設経済常任委員会に所管替えするため、所要の改正を行うものであります。

続いて、発議第２号、旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費に関わる収支及び支出の報告書の提出のオンライン化を可能にするために所要の改正を行うものでございます。

続いて、発議第３号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、新たな規定が追加されたことから、同法を引用する条文の改正及び所要の整備のため改正を行うものであります。

以上、皆様のご同意をお願い申し上げまして、ご提案の理由といたします。議会運営委員会委員長、林晴道。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第４号について、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） それでは、発議第4号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書。

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、経団連は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼしうるものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立をはかりつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月21日。

千葉県旭市議会。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛て

でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（飯嶋正利） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 追加日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第１号から発議第４号までの４発議案を議題といたします。

発議第１号から発議第４号までについて、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎） 発議第１号について、簡単にご質疑いたします。

第１号では環境課が建設常任委員会のほうに回っているんですけども、どうしてそういう判断が出たのでしょうか。

○議長（飯嶋正利） ここでしばらく休憩いたします。自席でお待ちください。

休憩 午後 １時４４分

再開 午後 １時４５分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

林晴道議員。

○１２番（林 晴道） それでは、ただいま発議第１号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、松木議員より、環境課の付設替え、なぜ建設経済常任委員会なのかという質疑でございました。

これは以前からたびたび話題に上がっておりまして、その中で、全国はもちろんなんですけれども、県内や特に北総11市の状況を調べたときにおいて、この環境課が所管する案件は、北総11市では全て建設経済の委員会ではこれを所管しているということがありましたので、議会運営委員会の中でそのような話でありました。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 論理的にはつながらないと思うんです。ただ周りの自治体がそういうことをやっているから旭市も合わせるということだけでは。担当課の中身がその常任委員会の目指している中身と一致していればいいんであって、そうではないでしょうか。そういうことが今まで議論されたことを私は知りませんでしたけれども、つまり文教福祉という文教の中には環境に関することが入っていると思うんですね。それをわざわざ建設のほうに持っていくって、数合わせみたいに感じるんですけれども、ちゃんとした理屈が立てばいいですけれども、そうでなかったらちょっとおかしいなと私は思いましたので、単純な疑問です。初めて今日聞きましたから。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑について。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 今の松木議員のご指摘、そのままであろうかと、そのように思います。この環境課所管の事業だとか事務内容の中には、当然文教福祉常任委員会の事柄もありますし、また建設経済常任委員会に当たる事柄もあるということでございます。深い協議はなくて数合わせということでございましたが、まさしくこれまでの各委員会に付託する議案の数だとか、そういうことも踏まえまして、若干建設のほうが多からなというところから、今回このようなご提案ということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯嶋正利） 討論なしと認めます。

これより発議第1号から発議第4号までの4発議案について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

発議第 2 号、旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

発議第 3 号、旭市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

発議第 4 号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 賛成多数。

よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加いたします議案は、議案第34号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての 1 議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎追加日程第 5 議案上程

○議長（飯嶋正利） 追加日程第 5、議案上程。

議案第34号の 1 議案を上程いたします。

◎追加日程第6 提案理由の説明

○議長（飯嶋正利） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第34号は旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、副市長、飯島茂氏の任期満了に伴い後任の副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、柴栄男氏が適任であると考え、提案するものであります。

何とぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

◎追加日程第7 議案の補足説明

○議長（飯嶋正利） 追加日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

総務課長、ご登壇ください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） 議案第34号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、飯島副市長の任期満了により新たに副市長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長に選任したい方は、旭市塙にお住まいの柴栄男氏、昭和40年生まれの方でございます。

柴氏は、昭和60年4月1日に飯岡町職員として奉職し、合併後は旭市職員として勤務され、秘書広報課、財政課などを経まして、体育振興課長、そして現在は企画政策課長と、市の要職を歴任し、40年にわたる豊富な知識と経験を有しておりますので、副市長として適任と考

えております。

なお、地方自治法に規定される兼職・兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第34号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第8 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 追加日程第8、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第34号を議題といたします。

ここで企画政策課長の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

議案第34号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

議案第34号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第34号は同意することに決しました。

ここで企画政策課長の入場を求めます。

しばらくの間休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柴栄男氏よりご挨拶がございますので、ご登壇願います。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 改めまして、柴栄男であります。飯嶋議長からただいま発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいまは、私の副市長の選任につきまして同意をいただきました。誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

これに伴い、私は4月1日付で副市長に選任されるかと思いますが、改めて今その職責の重さを痛感しているところでございます。

令和7年度は、第3期となります旭市総合戦略がスタートする年であります。また、本市が合併して20周年を迎える年でもあります。これまで、本市はしっかりとまちづくりに努めてまいりましたが、改めて米本市長の下、さらにそのまちづくり、しっかり前に進められるよう、ずっと住み続けたい、住んでみたい、そう思われるまちづくりに、微力ではありますが、誠心誠意努めたいと思っております。そのためにも、まだ知識、経験が必要だと感じております。現飯島副市長同様、広く皆様からご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、私のお礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（飯嶋正利） ありがとうございました。

続いて、飯島副市長よりご挨拶がございますので、ご登壇願います。

飯島副市長。

（副市長 飯島 茂 登壇）

○副市長（飯島 茂） ただいま飯嶋議長より発言の許可をいただきましたので、御礼のご挨拶を申し上げます。

このたび3月末をもちまして、任期満了により副市長を退任することとなりました。市議

会の皆様には、多方面にわたり大変お世話になり、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

振り返ってみますれば、令和3年4月に副市長に就任して、前明智市長を、また同年7月からは米本市長を補佐する立場として、旭市政発展のために少しでもお役に立てればとの思いで、自分の中では精いっぱい努めてきたところでございます。

就任時は、令和2年1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルスの影響により、計画した事業等も制約を受け、思いどおりの進捗を得られなかった中でのスタートでございました。また、国際情勢や円安による物価高騰、直近では鳥インフルエンザの発生など、常に新たな課題に直面したところでございました。そのようなことではございましたが、就任直後にはこの新庁舎が竣工したところであり、市のシンボル、市のランドマークとして市民の皆様の誇りになっているものと思っております。

また、生涯活躍のまち、みらいあさひにおひさまテラスの開設や干潟地域の小学校の統合、第二・ゆたか保育所の統合、海上・飯岡消防分署の統合など、未来に向けてのまちづくりの基盤が整いつつあります。ソフト面では、全国的に人口減少が進む中、様々な子育て支援策の展開などで合計特殊出生率が県内3位にランクされるなど、旭市が仕掛ける施策の成果が実を結びつつあると感じております。そのような中で、令和7年度は7月に合併20周年を迎え、また旭市の第3期総合戦略がスタートする年であり、将来に向けての持続可能なまち旭市の実現、進むべき道も見えてきているものと思っております。

私は残り10日間の任期となりましたが、この任期を全うした後は、一市民として旭市政のさらなる発展を願い、地域において市政を側面から応援してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、議会の皆様におかれましては、これからもますますご健勝にて活躍されますことをご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。これまで本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（飯嶋正利） ありがとうございました。

◎日程第7 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 山崎剛成 登壇)

○総務課長(山崎剛成) それでは、篤志寄附を受納しておりますのでご報告いたします。

事務報告の2ページをご覧ください。

一つ、金10万円を旭タンカー株式会社様より、12月20日受納いたしました。

一つ、絵画2点を旭こども応援隊代表椎名保様より、12月23日受納いたしました。

一つ、金30万円を椎名保様より、12月24日受納いたしました。

一つ、豚肉214.9キログラムを有限会社ブライトピック千葉様より、3月14日受納いたしました。

一つ、ツリーチャイムほか学校用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、3月14日受納いたしました。

次のページになります。

一つ、金10万円をリロン株式会社様より、3月18日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(飯嶋正利) 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長(飯嶋正利) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審査は全部終了いたしました。

これにて令和7年旭市議会第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時 5分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

議 員 宮 澤 芳 雄

議 員 伊 藤 房 代